

2008年4月7日 防衛省交渉記録

2008年4月7日（月）10:00～ 場所：参議院議員会館・第四会議室

1時間程度の予定が、実際には1時間30分に及んだ。

事前に各省に「質問書」を提出した（22ページ以降に掲載）。

出席者：山内徳信参議院議員、秘書

赤嶺政賢衆議院議員

防衛省：12名

- | | | |
|----|---------------|-------|
| 1① | 経理装備局施設技術官付 | 青木部員 |
| 1② | 地方協力局沖縄調整官付 | 山城専門官 |
| 1③ | 経理装備局施設技術官付 | 青木部員 |
| 1④ | 防衛政策局日米防衛協力課 | 三沢部員 |
| 1⑤ | 防衛政策局日米防衛協力課 | 三沢部員 |
| | 経理装備局施設技術官付 | 吉田企画官 |
| 2① | 防衛政策局日米防衛協力課 | 三沢部員 |
| 2② | 経理装備局施設技術官付 | 吉田企画官 |
| 2③ | 経理装備局施設技術官付 | 吉田企画官 |
| 3① | （厚生労働省） | |
| 3② | （外務省） | |
| 3③ | 地方協力局沖縄調整官付 | 北原係長 |
| | 地方協力局地方協力企画課 | 向井係長 |
| | 地方協力局調達官付 | 佐藤部員 |
| 4① | 地方協力局沖縄調整官付 | 本田部員 |
| | ②地方協力局地方協力企画課 | 山田部員 |
| 5① | 地方協力局地方協力企画課 | 尾崎部員 |
| 5② | 地方協力局沖縄調整官付 | 北原係長 |
- （氏名左の数字は、質問書に回答する担当を示す）
（同行）防衛省文書課：竹道

市民側：

安次富浩（へり基地反対協）、高里鈴代（市民連絡会）、辺野古実、合わせて15名

【防衛省と】

<山内議員>おはようございます。昨日は、14時から防衛省の前で、防衛省を包囲する集会が開かれ、私もその一人として参加しました。このように、防衛省を包囲しなければいけないほど、今の日本の政治状況あるいは防衛行政は、国民の意思とはかけ離れた戦争への道を突き進んでいることを、皆さんはよく承知していないと思いますが、国民の側から見ると、非常に恐ろしい流れ

になっていると感じています。昨日も、全国から「基地の日米軍事再編」で、原子力空母がやってくる所、艦載機がやってくる所、自衛隊と米軍が共同の訓練をやる所、沖縄の山は、米軍の演習で焼かれて、赤い血を流して泣いています。担当職員はよく知っていると思います。そしてまた、北海道ではいよいよ洞爺湖サミットが、環境・地球を大事にしようという時に、こともあろうに防衛省を中心に、外務省も一緒になって沖縄に新たな基地を作ろうとしています。その基地がどれほど日本の将来を誤らせるかということ、仕事としてやっている防衛省の職員は気付かない。新たな基地は、嘉手納飛行場に横須賀・佐世保の米軍の軍港をくっつけるような、想像を絶するような基地建設をしようとしています。従いまして、私たちは沖縄で平和を愛して、これ以上理不尽な基地の犠牲にはならない、と思っている人々、さらに全国の、基地被害に悩んでいる人々、基地被害とは関係ないが平和な日本を守っていききたいという人々が力を合わせて、新しい基地を絶対に作らせないという思いでおります。皆さんの上司の守屋がどんな悪いことをしてきたか、ここで喋々と申し上げるつもりはありません。その当時、アメリカ大使館にいて、安全保障を担当して、あらたな辺野古基地を計画したケビン・メアが今、沖縄の総領事になっていますが、ことある度に、問題発言をしています。4月3日、ケビン・メアは、地位協定の改正について難癖を付けています。戦後63年経って、なおメアの意識の中には、占領者意識丸出しのものの言い方をしています。それを許しているのは日本の防衛省であり、外務省です。従いまして私たちは、必死に、新しい基地は作らせない、そして皆さんが進めている環境アセスの方法は違法であり、間違っています。あれだけたくさんの要求を突きつけられて、やり直しを沖縄県から要求されて、時間もかけずにあつという間に回答して、そしてアセス法の手続きも踏まずにやるという。これが国家権力のやることか。今日は、私たち、沖縄出身の赤嶺政賢先生（共産党）も一緒であります。戦後63年間、基地のすべてのあの苦しみを体験してきた者たちが、皆さんにしっかり訴えます。アセスも早々に中止をして、新しい基地を作らない、これがサミットの「環境を守る」という精神でしょう。そういう思いで、皆さん方も、新しい基地を作らない、艦載機も原子力空母も来てほしくないわけです。こういうのがあることによって、タクシーの運転手も殺されていった。本土の基地のある市町村でも事件・事故が絶えない。沖縄では連日、米軍の事件・事故が起こっています。そのことを、今日は、皆さんは12名、お出でです。しっかり肝に銘じて、人殺しの仕事をしないようにしていただきたい。あらかじめそのことを申し上げて、今日の交渉に入る最初のことばとしたいと思います。

【質問1①～⑥について】

<会> 1週間ほど前に、質問趣意書をお届けしているので、回答を準備していただいていると思います。「辺野古への基地建設を許さない実行委員会」として出していますが、今回は沖縄からヘリ基地反対協と市民連絡会の方々も参加していただいているので、とても1時間では話きれないたくさんのお話が出てくると思います。進め方としては、まず、大きな1番について5分程度で、ご回答ください。それから沖縄の方々を含めて私たちの意見を言いたい。最後まで行きたいので、簡潔にご回答願います。

<防衛省・竹道>大きな3番の①、②に関しては、他部署の担当になるので、回答できません。

<会> ちょっと待ってください。3番について、こちらから言いたいことも聞きたいこともありま

すが、まず1番から。

<防衛省・青木> 経理装備局施設技術官の青木と申します。

1① 2月5日、沖縄防衛局は・・・・・・・・。

<会> 質問を読み上げるのは省いて、回答からお願いします。

<防衛省・青木> 環境影響評価の方法書は、方法書の作成の時点で、事業者、今回の場合は沖縄防衛施設局長になるんですけど、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査の手法、環境影響予測の手法および評価の手法についてお伝えしているものです。方法書の作成に当たっては主務省令〔防衛省令を指す〕および沖縄県の環境影響評価実施指針〔いわゆる実施指針を指す〕においては方法書に記載しなくてはならない事項とされており、対象事業の目的および内容、実施される区域およびその周囲の概況、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手続き等の基本的要素をお伝えしており、方法書としての条件は整っているものと考えております。

ご指摘の追加・修正資料は、方法書に対する知事意見を勘案するとともに、住民等からの意見に配しまして、検討中のものを含め、現時点において示すことのできる対象事業の内容を記載するとともに、方法書に記載した環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手法について検討を加え、事業者として選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手法等について、方法書における記載内容に追加・修正してとりまとめ、2月5日に沖縄県に提出したものでありまして、対象事業の目的および内容を修正するものではないと考えております。今後、本件事業の環境影響評価の手続きについては、沖縄県および審査会の意見を聞きながら、調整を行い、適切に実施したいと考えております。今後とも関係法令に従い、公告縦覧、住民等への説明会を行い、意見を聞きながら、適切に実施したいと考えております。

<会> これについて、いろいろ意見がありますが、⑥まで、もっと簡単に。繰り返さずに。

<防衛省・山城> 1②について。地方協力局沖縄調整官の山城です。普天間飛行場代替施設の受け入れにつきましては、名護市長および宜野座村長から、周辺地域の上空を回避するよう要請されたことを踏まえまして、L字型からV字型に変更しました。H18年4月7日に、両首長と基本合意書を締結した上で米側と交渉し、合意したところであります。現在でも、そのような地域上空の飛行を基本的に回避する方向で対応するとの認識に変更はありません。従いまして、集落上空を米軍が常時、自由に飛ぶということはありませんが、飛行時における緊急事態等の場合など、飛行中に予想できないことが起こるような場合に於いてまで、集落上空の飛行を制限するようなことは現実的ではないと考えております。また、訓練の形態等によりましては、集落上空を飛行することもあり得るものと考えております。しかし、こうしたケースは、本当に必要性が認められるということにおいて実施しない限り、集落上空を飛ぶことはないようにしたいと考えております。このことにつきましては、第5回、普天間飛行場移設に係る措置に関する協議会において、防衛大臣から説明したところであります。また環境影響評価方法書に対する追加・修正資料に、沖縄県環境影響評価審査会の場での説明や、同資料を、沖縄県や名護市等に於いて閲覧するなど、沖縄県や名護市の地元さまにさまざまな形で、説明を行ってきたところであります。いずれにしても、政府としては、日米合意に従いまして、地元の意見に良く耳を傾けつつ、普天間飛行場の移設返還を着実に進めて参りたいと考えております。

<会> いろいろありますけれど、③についてお願いします。

<防衛省・青木> 1③、本件事業については基本設計を行っているところであり、埋立業者の詳細については、現段階で確定的なことを申し上げることはできませんが、今後、沖縄県内の、海砂等の購入の他、県内における海砂の年間採取量や採取場所などを調査し、浚渫土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等を含め、具体的に検討を行うことにしております。埋立土砂の購入に当たっては、供給元における土砂の採取が、法令等に基づいていることなどを確認しながら、埋立土砂の調達により環境への影響が生じないよう慎重に実施していきます。

<会> ④についてお願いします。

<防衛省・三沢> 1④、⑤は、防衛政策局日米防衛協力課の三沢です。④について。米軍の文書につきましては米側の内部文書でありまして、防衛省としてその内容の真偽について、触れることは控えさせていただきます。滑走路の長さにつきましては、環境影響評価方法書に対する追加・修正資料に示させていただいておりますが、普天間飛行場に配備されている連絡機や他の飛行場から飛来する可能性のある連絡機の離発着というもののニーズを考慮した結果、滑走路が1,600m、オーバーランを入れて1,800mとさせていただいているということでございます。いずれにしても、オスプレーの沖縄への配備につきましては、米側に対して確認をしているところではございますが、従来より具体的に決まっていない、という回答でして、関係法令に従って環境影響評価の手続きを進めているところでございます。そうご理解をいただきたいと思っております。

続きまして1⑤について。滑走路の位置につきましては追加・修正資料に示させていただいております。現在、政府案につきましては、生活環境や自然環境を考慮して、地元の名護市、宜野座村からの要請を踏まえて、米側と合意したものでありまして、さまざまな観点から分析した結果、適切な形として決定したものであると考えております。他方、沖縄県知事等から、生活環境の観点から、可能な限り沖合に出してほしいという要望は重々承知しておりまして、防衛省としましては今後、環境影響評価の手続きを進める中で、客観的なデータを収集・評価の上、地元の皆さまにも説明して、それに対する地元の意見を真摯に受けとめながら、誠意を持って対応させていただきたいと考えております。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

<会> ⑥をお願いします。

<防衛省・青木> 1⑥について。環境影響評価に当たっては、海域における動植物等の生育環境は調査の対象となっております。具体的には潮流、波浪、サンゴ礁、藻場、ジュゴンなどについて調査を行うほか、他省庁が調査した既存のデータを含めて収集しまして、環境に十分配慮したいと考えております。

<会> 質問1の全体についての質問・意見を求めます。

<安次富> 私たちは事前に質問書を出しているわけだから、回答を文書でだしてもらわないと。今、読み上げた回答を聞き漏らすこともある。紳士的にやってもらわないと困る。皆さんだって、いろんな場で文書を出してくださいと言うでしょ。回答を文書で出してください。ずいぶん聞き漏らしてしまっていますよ。

<会> 今、読み上げたものを出してください。

<会> お願いしますよね。

<防衛省・竹道> いただいたご要望については、後で検討してこちらからお答えする、ということで。

<安次富> 回答は、省内で、それぞれの担当で、上司を含めて組織内で論議をした上で回答しているわ

けでしょ。1 個人の発言ではないでしょ。だったら、そのコピーを渡すことは、皆さんにとって何もやましいことではないでしょ。組織として回答しているんですから、それくらい、紳士的な対応があってもいいんじゃないですか。

<防衛省・竹道>別にやましいことはないんですが、上司に対してはこの範囲内でお答えします。こういう予定がありますんで、ということでもらっているものなんですが、このひとつの回答を…。

<山内議員>こんなことで時間の浪費をしてはならない。回答したもののコピーでも、後日で良いですから、文書で出してください。確認しますね。

<防衛省・竹道>もちろん、先生がご入用だということであれば、相談します。

<山内議員>相談するのは石破と？事務次官と？いずれにしろ、出してくださいね。

<安次富> 追加・修正資料は 250 ページにもわたる。当初、皆さんが出した方法書には、この 250 ページ分がなかったわけだが、沖縄県の県知事・審査会に最適なものとして出したわけでしょ。それが 250 ページもの追加・修正資料を出さなければいけなくなった。これが、なぜアセス法の修正の項目に該当しないという根拠は何なんですか。後日、出さなければならぬ行政責任があるんでしょ。

<会> 250 ページではなく、もっと多い。360 ページです。

<防衛省・青木>方法書の提出に当たっては、主務省令および沖縄県環境影響評価実施指針におきまして、方法書に記載しなくてはならない事項は・・・

<安次富> それはもう分かっている。しかし、何で後に 360 ページも出すということは、最初に皆さんは、方法書を出す行政行為として誤っていたということでしょ。何で、後に 360 ページも追加を出さなければならぬ方法書だったんですか、ということだ。

<会> 8 月 14 日の段階で出ていなかったことが、今度出されたということですよ。さっき内容の変更は無いとおっしゃいましたけれど、明らかに内容の変更ではないですか。

<会> 12 月 12 日の、第 5 回協議会の場でも、方法書の追加の内容である洗機場とかが配付資料として出ていますね。なぜ第 5 回協議会に出て、また追加という形で出たのか。さきほど、検討中のものを含めて追加資料として出したと言われましたけれど、すでに分かっている情報としてあるものを、出さなかったということじゃないですか。小出しに出したということではないのですか。少なくとも、こちらからは、そう見えます。

<会> 360 ページのものを、最初の段階で出さなかった理由が何かありますか。最初の段階で書ける筈でしょう。米軍の予定は、もう決めているんだから。最初に書けなかった理由が聞きたいですね。

<防衛省・吉田>提出した資料は、青木の回答と繰り返しになりますけれど、昨年 8 月の段階で、我々が言えること、報告できることというか、方法書が確定した時点でわれわれが考えておる対象事業に関する評価の手法をお出したものであって、その内容についての法律なり県の指針なりにもとづいて作成したものであって、必要な範囲はクリアされているものをお出したのでございます。

<安次富> 審査会で拒否されたわけでしょ。

<防衛省・吉田>県知事のご意見で、このような資料を出していただきたいということだったので、段階的に分割したりお答えする段階で米側と調整していたものだとか、検討していたもの、不確定だったがこう考えていますということでお出したものであって、確定していないものを方法

書に盛り込むか盛り込まないかというご判断です。

<会> 確定していないのに、方法書って出せるんですか。

<防衛省・吉田>確定した場合に・・・。

<会> いや、事業そのものが確定していないのに方法書は出せるのですか。

<防衛省・吉田>あの、評価書の確定した場合に出しています。

<会> いや、事業そのものが確定しない段階で方法書は出すものですか。

<防衛省・吉田>あの、評価書には、その他の手法・・・。

<会> 違いますよ。事業計画として・・・。

<防衛省・吉田>事業計画には、滑走路の長さなり埋立の面積なりを書かなければならない項目を確定して書いてある。

<安次富> そういうことではなく、事業計画というものについて、設計図でしょ。だから後に駐機場や埠頭の問題を出したわけでしょ。それもあげた資料から分かって、審査会でも追及されて、皆さんは仕方なく出したわけだよ。我々には、そういうふうにはしか見えない。

<会> 8月の段階で公表できるものを出したと言われたが、その判断はどのようにしたのですか？

<防衛省・吉田>だから確定しているものですよ。

<会> 8月の段階で確定していないのに方法書を出したわけですか。

<防衛省・吉田>環境アセスメントというのは。

<安次富> 環境アセスメントでは、項目だけで出せばいいという言い方をしたら、原子力発電所でも同じことをやるのか。管轄が違うけれど。重要なポイントについて、オブラートにしておいて、環境評価書ではこういう項目しかないから、これを出しますという。そこに住む人々に対する侮辱ですよ、これは。

<防衛省・吉田>その辺の所は、今後準備書なり基本設計をする段階で申し上げたいと思います。準備書をやっていく段階で明らかになっていくことだと思います。

<会> 明らかになる前にアセスに入ることは、みんなに対する侮辱じゃないですか。8月の段階で、いろんな指摘がありましたよね。この方法書じゃ何も分からない。ちゃんと出してほしいと。でも、そちらが公告縦覧・意見書を求めるというふうに進めたから、仕方なく意見書も出しましたけれど、でも、もうちょっと、ちゃんとした方法書が出るまで、手続きは進めるべきではないという意見が、あちこちから出されましたよね。そういう中で、沖縄県の審査会でも、いろいろ明らかになったものをぶつけられて、それで、公表していなかった部分を仕方なく、2月に出したと私には見えます。ということは、最初の方法書はダミーの方法書だったという批判も出ていますね。

<防衛省・吉田>何度も申し上げるようですが、方法書は、実施指針に基づいて必要なものを提出したということです。

<会> 必要な要件・手続きは満たしているとおっしゃいましたが、環境アセスメント法の理念は満たしていないと思いますけれど、どうですか。

<防衛省・吉田>見解の相違・・・。

<赤嶺議員>これは見解の相違じゃないんだよ。あなた方は、この基地に着工する時に、環境に配慮するということ、最初のスローガンにしたんですよ。どう環境に配慮したんですか。法律の項目に書かれていることが事足りていれば、環境に配慮したと言えるのですか。

- <防衛省・吉田>まさに、ここから手続きを進める中で、住民・県のご意見をお聞きしながら、設計していくわけですから・・・。
- <赤嶺議員>県の審査会が検討に耐えられないと。これじゃ審議できないと。入り口で、あなた方の環境に対する配慮を厳しく批判したわけですよ。それについて、どんな風に考えていますか。
- <防衛省・吉田>審査会で、そういうご意見があったことは存じ上げてございます。私どもとしては、ご意見を真摯に受けとめて、このような資料を提出したということです。
- <会> だったら、最初からやり直しをしてください。
- <安次富> それがなかったら、そのまま進んでいたわけだ。
- <防衛省・吉田>おっしゃるとおり、方法書が、法律に違反しているものだと考えておりませんので、手続きに則ってやっています。
- <赤嶺議員>環境アセス学会の前学会長・島津さんがね。環境アセスメント法の最高の権威者ですよ。史上、例を見ない、事業者の乱暴な環境アセスだと批判しているんですよ。こう批判されても、あなた方は環境に配慮したんだと、配慮して出した方法書だと言い切れませんか。
- <防衛省・吉田>はい、私どもとしては、環境アセスに・・・。
- <赤嶺議員>そういう批判を、あなた方は絶対に聞かないわけだ。環境に配慮すると言った。環境に配慮するということは、さまざまな、環境の知見を持った人たちの意見を聞くことでしょ。聞いていないということだ。
- <防衛省・吉田>ご批判があることは存じ上げております。ご批判を真摯に受けとめたいと思っておりますけれど・・・。
- <会> 受けとめた結果、どうなんですか。
- <防衛省・吉田>先ほど申し上げたとおり、追加・修正書を県の下承というかご意見を踏まえまして真摯に対応させていただいております。
- <会> それを真摯とは言わないです。(騒然となる)
- <安次富> 環境評価に対応するために、方法書を出すときに、じゃ、審査会から、県知事から、そういう意見書がなかったら、そのまま進んでいたわけだ。
- <防衛省・吉田>少なくとも準備書までには、・・・。
- <会> 準備書の問題ではないんだ、今は。方法書の問題を言っているわけだよ。
- <防衛省・吉田>方法書に書くべき内容が示されているわけですから。ルールが決められているわけですから。
- <安次富> それは、大枠の話をしているわけだよ。アセス法に。しかし、計画書に、事細かく具体的にしなければ、調査に入れないでしょ。たとえば洗機場を設置すると言えば、その洗機場の汚水処理の問題が出てくる。その問題について審査会で審査をしなければ、皆さんの方法書に基づく現況調査というのが適切かどうか、判断できないじゃないですか。洗機場が方法書の中に記載されていなかったら、環境調査の現況調査が適切に、審査員が評価できますか。意見として出せますか。皆さんの方法書には、それが出なかったんだよ。埠頭もなかったでしょうが。
- <防衛省・吉田>先ほど申し上げたとおり、埋立の飛行場ということで、われわれは公式にうたわれている内容をお示ししているわけです。
- <会> 洗機場は、8月以降に出てきたんですか。
- <会> そうですねえ、そこを聞きたいんですけど、8月になって洗機場はでてきたんですか。

<防衛省・吉田>こまごまとした管理施設を個別にお示ししなかったのは、確かだと思います。

<会> こまごまとした？！

<会> じゃ、その前からあったわけですね。

<会> 洗機場も、方法書が出される前から、もう決まっていたことでしょうか？

<防衛省・吉田>飛行場や飛行機を管理するための管理施設というものは、いろんなものがあると思えますけれど、当然、その当時は、米側との間で、それから我々内部の間で、いろいろ検討はしていた。

<会> 確定はしていなかったと？

<会> 「内部文書」だけの問題ではないよね。

<会> 埋立の砂については？

<会> さきほどお答えしたとおりですけど、

<会> 先ほど、お答えになったことは、埋立の砂の影響について、環境に悪影響を与えないように、これから調査し、調べるとおっしゃったんですけど、これから調査するって、もう方法書を出したあとで、手続き的に逆なんじゃないですか。

<防衛省・吉田>先ほど申し上げたとおり、今まさに設計をやっている段階ですから、土砂をどこから調達するかということは、今後の検討の話です。

<会> (騒然となる) 環境に与える影響が大きいと想定されるので調査されると言われましたが、環境に与える影響が大きいと想定されるのであれば、なぜ最初から方法書に盛り込まれなかったのですか。

<防衛省・吉田>埋立の土砂ですから、面積を確定して、どれだけの土が必要か、どこから調達するか、というのは、まだまだ先の話です。

<会> (騒然となる) どこから調達するか、大きな問題です。

<防衛省・吉田>県が販売しているところから購入することになりますから、販売しているところが、法律に則ってきちんと取っているところから購入することになります。

<会> 購入できなかつたら、この基地建設はなくなりますね。

<防衛省・吉田>私どもとしては、必要な土砂は、どうにかして調達する。

<会> (騒然となる) 札ビラを並べてやるということですね。

<防衛省・吉田>方法論については、検討中でございます。

<会> さっきの洗機場にしても、土砂の調達にしても、ものすごく環境に影響するとは思いませんか。

<防衛省・吉田>環境に影響しないように・・・。

<赤嶺議員>あのね、環境に影響するかどうか、あなた方が判断する段階ではないんですよ、いまは。あなたがたは、自分たちの事業を、環境に配慮して作るつもりでいるかもしれない。しかし、あの海域の環境をよく知っている人たちから、あなた達が出したものでは、環境への影響がさっぱり分かんないと、こんな乱暴な事業者のやり方があるかと、こういう意見ですよ。あなた方は、環境アセスの手続きをする資格を失ったと言われていると同じなんですよ。こんな乱暴な事業者は知らないと言っているんだから。それをどう受けとめているんですか。

<防衛省・吉田>ご批判はご批判として受けとめています。

<赤嶺議員>批判を受けとめているんだったら、やり直すべきだよ。

<会> 真摯に、ということは、精一杯やったけれど、いろいろ批判を受けた。じゃ、もう一度、やり直そうというのを、真摯な態度と言うのではないですか。8月14日に出された方法書に対して、この点、この点が足りないという指摘・批判がたくさんあったわけです。それらの批判を取り入れて最初からやり直す、たとえば、私たちは真摯な態度だなと感じられるんですよ。私たちには感じられないのに、自分たちで「真摯に、真摯に」と言うのは、ことばとしておかしいですよ。

<防衛省・吉田>一定のルールに従って対応させていただいて、かつご意見が出たことに対しては真摯に対応し……。(騒然となる)

<赤嶺議員>あなた達の役割は、主観的に真摯に対応しただけじゃなくて、理解を得られなければダメなんです。誰からも理解が得られていないですよ。

<防衛省・吉田>私どもとしましては、これから理解が得られるように努力するつもりでございます。

<赤嶺議員>いや、いや。(騒然となる)

<会> 逆ですよ。あなた達が示した。今度は、それに対する批判を、あなたたちが理解する番なんです。あなた達は、批判をどう理解したんですか。行動で示してください。

<安次富> 私たち県民や国民に、何のために意見を聞くんですか。

<防衛省・吉田>意見を聞いて、計画に反映させるためです。

<会> (何人もが口々に) 反映していないじゃないですか。

<安次富> 「できる限り」という言葉を使って、反映したという意志が、そこにあるのか。この間の流れの中で、一つもない。

<防衛省・吉田>私どもは、あの地域の環境が非常に重要だと、沖縄県の方々が考えていることを、十分に承知しております。

<安次富> 何で、17日にジュゴンが出たら、調査を止めたの？

<防衛省・吉田>後の方で、その項目がありますが、先走ってお答えさせていただければ、ジュゴンが出て参りました。その時、私どもは近場で調査しようとしていました。ジュゴンが活動している中で、我々が調査することによって、彼らの活動に影響があるんじゃないかな、ということで、その時は止めたのです。

<安次富> (ますます騒然とする) そうですよ。それで、あんなところに基地を作ってはいけないということがハッキリしたんですよ。それが普通の感覚でしょう？

<高里> 今回、ジュゴンの生息地だということを、十分に認識されたわけですね。

<防衛省・吉田>私どもは、ジュゴンが生息していることを十分、把握した上で……。

<会> (口々に) 冗談じゃない。(聞き取れず)

<会> ジュゴンが出たから調査を止めたって言いましたね。影響が出るかも知れないから。調査でさえ影響があるものを、あそこにあれだけの土砂を埋め立てて、影響が出ないと思っているんですか。ジュゴンが出たら埋立も止めますか。

<防衛省・吉田>先ほど申し上げたように、「ジュゴン君」が、調査をするときに出て参りました。私どもは、ジュゴンが出たときに、その固体の行動に影響を与えるかもしれないから、その時は十分に配慮してくださいね、と。

<会> 実際に、土砂を埋め立てたら、もっと影響が大きい。

<防衛省・吉田>そこは、あくまでも調査の手法のお話ですから。

- <会> その日に、ジュゴンが見えていなければ、影響を及ぼしても良いんですか。
- <防衛省・吉田>見えていないものに対して、影響があるかどうかは。
- <会> なんて？
- <安次富> そこに生息しているという大前提を、あなたがたは見えた見えないということだけにしてしまうのか。
- <防衛省・吉田>議論が非常に混乱しているようで……。 (ますます騒然)
- <安次富> あなたが混乱するような発言をしているんだよ。
- <赤嶺議員>だからね。ジュゴンもあなたは理解を得ていると言ったんだけど、あなたがたのやり方を、理解を得られてるっておっしゃってましたよね。だから方法書で現地調査に移るわけですよ。理解を得られてるんだよ？あなたがたのやってることに自信があるんだよ、あなたがたは。だけどもジュゴンの場合だって、複数年調査が言われたよね、あなたがたは複数年調査について明らかにしてないですよ。すでにジュゴンについて、あなたたちよりもずっと専門的な知見をもっている人たちが求めているものについて応えていない。応えてないのに、あなた方は理解を得られてるの一点張り、やり方は正しいという。それは身勝手というんじゃないですか。そういう専門家の意見というものをあなたがたはこれがちがうと、複数年の調査なんかしないでいいんだと言うことができますか。あなた方の薄っぺらな知見で。
- <防衛省・吉田>私どもは、県といろいろ調整させていただいて、専門家のご意見というのは県から知っているということでございますけれども、複数年のお話に関しましては、追加修正したものにも書かせていただいたようにですね、調査をやったあとで、一年間の調査をやったあとで、この後の対応において調整をさせていただきたいという風に。
- <赤嶺議員>だから何で複数年調査のこと追加資料で明らかにできないの。専門家がそういうことを言っているのに。科学的な認識について、それが違うというのなら科学的な証拠を見せなくては駄目なんだよ。
- <防衛省・吉田>否定するつもりはございません。
- <赤嶺議員>受け止めてないでしょ。あなた方は正しい理解をすとか、受け止めてないでしょ。すべてにおいてそういう手法が取られているわけですよ。受け止めているんだったら、ジュゴンの複数年調査をまさに追加資料で書くべきじゃないですか。
- <防衛省・吉田>先ほども申し上げたとおり、繰り返しになるんですけども、その結果を見て、その段階できちんとまたご相談をさせていただきたいというふうに……。
- <赤嶺議員>調査の結果を見なくても専門家は複数年調査が必要だと科学的な知見に基づいて言っているんですよ。
- <防衛省・吉田>専門家のご意見はご意見として承らせていただきます。
- <赤嶺議員>専門家の意見を聞かなかつたらどうやって環境に配慮するの。
- <会> あなたたちが参考にした専門家って、いつも「名前と所属を出してください」って依頼するんですけど、出したことないんですよ。だからある特定の御用学者の意見しか聞いていないというふうには、私たちには取れないんですよ。明らかにしてください。
- <防衛省・吉田>方法書に書かせていただいている範囲内で公表するなり、……。
- <会> 名前、公表してますか。今まで一度もしてませんよ。何度か言ってきています。公表してください。それが専門家であるかどうか、どうやって私たちに分かるんですか。て広く専門家の

意見を聞いてほしい、広く環境保護団体の意見も聞いてほしいと私たちは願っています。でもあなたたちは特定の御用専門家にしか聞いていないとしか、私たちには受け取れないのですよ。

<赤嶺議員>そして今回の場合の複数年調査は、沖縄でいちばんジュゴンの専門的知見を持つ人たちが環境審査会で述べていた意見ですから。一致した意見ですから。それは、議論の余地なく科学的にはジュゴンの生息を調査する上では複数年必要だと、4年くらい必要なんだと、これには議論の余地がないんだと。あなたがたが1年経って考えますっていう程度の問題じゃないんですよ、これは。

<防衛省・吉田>そこは調査の結果をみてから…

<赤嶺議員>だからそういう問題じゃないと言っているんだよ。

<会> どう調査するかという問題なんですよ。

<赤嶺議員>そう。

<安次富> 皆さんの発想は2014年の完成に向けて、前倒しでこの基地を作ってきているから、不備な方法書も出るし、専門家が「1年以上」と言われたことに対しても、それに回答しようとしないうし、「真摯に対応」……まさに、「真摯に対応」っていうのはね、2年やるのが真摯に対応なんだよ。それを1年経過してから考えようというのは、専門家の意見に対する真摯な対応でも何でもないよ。

<山内議員>吉田さんね、少しぼくはあんたより年をくっておるがね、技術を仕事とする人は、大自然の摂理とかね、あるいは真理とか科学とかいうものについては、謙虚でなければいかんですよ。人類がそれゆけそれゆけと行ってね、技術を中心にしてここまできた。その揚句の果てにはこの地球をどうやって温暖化から守るかっていうのが大きなテーマでしょ。その議長国だよ、今度のサミットのね。あなたが学んできた技術には、どうも聞いておると相当自信を持っていらっしゃるようですがね、あなた自身、あるいは防衛省全体として、もっと謙虚にならなければいかんですよ。国民の声とか、今の（この場の）声とかをもっと謙虚に聞く耳を持ってください。山城君のところも青木君のところも「集落の上は飛ばない」とかさっき言っていたがね、沖縄の嘉手納とか普天間の飛行場をね、そういう協定があっても、どこも守っておらんですよ。あんまりそんなことを、宜野座村長とか名護の島袋市長とかがどうこう言っていたとかいうことを言っても、県民に笑われますよ。

<会> すみません、時間が1番だけで過ぎてしまって、いつもこういう歯噛みする思いで終わるのですが、またの機会に継続して行きたいと思いますので、2番以降の回答をいただきたいと思っております。急いでお願いします。

【質問2①～③について】

<防衛省・三沢> 2の①です。ご指摘のように訴訟に関しましては、現在係争中であると米国のほうで係争中であるということで私どものほうで、コメントするようなことは差し控えたいというかたちで。

<会> でも問い合わせがあったかどうかくらいは答えられるでしょ。

<高里> これは係争中ですけど、ちゃんと判決が出て提示されていますよね。

<防衛省・三沢> 判決はですね、一応保留されている部分ですとかね、資料の提示を求めている部分だとか、最終的に結論が、出たわけではありませんので。

<会> でも判決文はちゃんと出てますよ。

<高里> そして90日以内にといい判決も出ている。

<防衛省・三沢> いや、そこはまだ米国のほうで対応を検討している最中であると。

<高里> じゃ、こちらに確認はなかったということですか。

<防衛省・三沢> 確認は、コメントは控えさせていただきます。

<安次富> 国防総省から問い合わせはないと。

<防衛省・三沢> ただですね、(非常に声が小さく聞き取りにくい) 今…施設局のためにやっておりますので、そのへんは訴訟のあるなしにかかわらず、つね日ごろから情報交換等を行なっておりますので。

<会> じゃ、この判決についての情報交換も、あったわけですね。

<防衛省・三沢> それは、新聞等に出しておりますので…。

<会> 日米との間であったわけですね。

<防衛省・三沢> それは環境影響評価のジュゴンの関係につきましても、当然…

<会> 国防総省が無論やらなければいけないことについて…

<防衛省・三沢> 資料の提示を求められているとかですね、その辺は新聞等に出しておりますので。

<会> 新聞じゃなくて日米の間でありましたか。

<防衛省・三沢> 通常の見解交換のなかでは。

<会> 見解交換はあったわけですね。

<防衛省・三沢> つね日頃からやっております。

<安次富> 言質を取られないように取られないようにと、あなたは。

<赤嶺議員> つね日ごろからやっておるなかで、この問題についての問い合わせも当然あったということだよ。

<高里> 判決後に。

<会> それは当然、ありましたよね。

<防衛省・三沢> はい。ありました。

<会> じゃあ、次、お願いします。

<防衛省・青木> 2②ですけれども、生物の生息状態につきましてジュゴンの回遊が確認されましたので、その付近で実施を予定しておりました群等の海域調査についてはジュゴンの活動に影響を与えることを懸念して念のため、実施を見合わせることにしました。

<会> 今後は?と聞いているんですよ、質問は。今後、ジュゴンに対して。17日もやめたんだから、18日以降もやめるべきじゃないんですか。

<防衛省・青木> 海域における調査については、ジュゴンの来遊・摂餌時間帯を考慮しまして、日の出1時間程度後、日没1時間程度前の時間に行なうと。

<安次富> 何で事前調査のときはそれをやらなかったの? 何で事前調査のときには「配慮」しなかったの? 「配慮」事項よ。

<会> 裁判の影響ですか?

<安次富> 事前調査はいいんだ。「配慮」しなくていいんだ、えっ?

<会> だから私たちは事前調査はやめろって言ってきたじゃないですか。

<防衛省・吉田> あれは私どもの職掌事務でやっているものでございまして。それと同じ考え方でやって

おります。

<安次富> いやいや、聞いているのは、事前調査で、何で同じように日の出1時間程度後・日没1時間程度前の調査をやらなかったんですか？ということ。

<防衛省・吉田>これと同じような考えで…。

<安次富> 嘘つきだなー。あなた方、朝の5時に調査船を出したじゃないか。知らないの？早朝5時、日も出ないうちに調査船を出したんだよ。

<会> 地元では問題になりましたよね。

<赤嶺議員>あなたは知っている？同じ考えでやっていたと言うけど、午前5時に船が出たっていうのを知ってます？

<防衛省・吉田>この…なんですか、ジュゴンの船を出しているということと、調査をやっているということが、具体的にどういふ…。

<安次富> (一同、騒然…) は？何ですか、それは。

<会> 調査をするために船を出しているんでしょう。「配慮」って言ったけど、船の音だとか波を起こしたとか、全部関係してるんでしょ？

<山内議員>吉田君か、これはね、防衛施設庁時代に作った沖合の基地建設に向けての仕様書というのがあるの。あんたがたが環境省の指導助言も受け入れて、そしてできたのが、いま安次富さんからあった日の出とか日没とかこういう時間帯がきちっと書かれておるのよ。私も読んだことがあるよ。そういうのをきちっと守らずに、作業開始がどうのこうのって、今あなた言ってるがね、こんなことを言って人を馬鹿にするような回答をやるの？この話はずっと、那覇防衛施設局では終わってる話だよ。港からエンジンかけて出るときから、その近くにおるジュゴンには聞こえるでしょ？そういう議論は一回終わっておる。この時間は港から出るというところが危険だよ。とりあえず5時に行って、開始はどうかのこうのと言っておるが、ここにいる人を騙そうとしたら駄目だよ。次。

<会> 次をお願いします。

<防衛省・吉田> 2③ですが、当方としましては、方法書に記載しておりますようにサンゴ等につきましても予測を行ないまして、環境の保全には十分に配慮していきたいという風に考えております。

<会> もうすでにサンゴを事前調査の段階で踏んづけたり壊したりいろいろしていますよね。事前調査だからいいんですか？ましてや今度はものすごく巨大なサンゴ群が見つかったということに対して、ただ粛々とやっていくのみですか？

<会> 今回は時間がないので、「環境への配慮」って言うなら、次回は、環境に配慮してあなたたちは何を行動しているのか、ということに答えてもらうことを願いたいですね。具体的に何も行動を起こさなかったら配慮も何もありませんよ、口だけ。

<会> 次回、ぜひ具体的にお答えください。つぎは3番について。他の省庁というのはどこですか？

【質問3①～④について】

<防衛省・竹道> 3①は厚生労働省で、照屋先生が照会いただいて、こちら厚生労働省で答えている…

<高里> ただ、実際にたとえば今回事件が起こって、これまでも起こっているのですが、防衛省が関わるのは、ケアの問題の中には相手に対する謝罪であるとか賠償であるとか、見舞金であるとかいろいろあると思うんですが、そういうものにはまず防衛省が関わるわけですよね。

- <防衛省・竹道>いただいた要請項目で判断させていただきまして、防衛省としてお答えできないという場合には今回担当は連れてきていないんですが、ご要望ということでございましたら、単に答えるということは可能でございます。
- <会> でも彼女へのケアっていうのには、謝罪とかそういうことは入るものですよ、読み違いじゃないですか？
- <防衛省・竹道>事務所のほう…ご了解いただけるってことで…
- <会> ……もういいです。じゃあ回答できるところから。
- <防衛省・北原> 3③について、沖縄調整官付の北原です。政府は2月22日に米兵の犯罪防止策について協議したということで発表させていただきました。その中で米側からは年に一度、基地外居住者の情報について地方関係自治体等に提供するというのをいっております。それで2月22日に再発防止策のなかで、沖縄県につきましては約1万数百名の基地外居住者がいるということを確認させていただきました。またワーキングチーム等を通じまして申し合わせを通しましても沖縄県の方々にはさまざまなご意見を基地外居住者の方々に対してのさまざまなご意見があるということは承知しておりますので、今後、外務省とともに合同委員会を通じて基地外居住の実態等については確認していきたいと思っております。
- <防衛省・向井> 地方協力局地方協力企画課 向井といいます。③の後段ですけれども、現在、基地外居住者が政府として経費を負担しているということはありません。
- <防衛省・佐藤> 地方協力局調達官付の佐藤です。いま若干、光熱水道等につきましては、平成12年まで負担して、13年からは負担経費ございません。その背景としましては、負担経費の節約を行なうことが必要であるという両国の間で、そういった経済情勢等々を検討した結果、負担しないことになりました。したがって……
- <安次富> じゃあ光熱水費については2000年からは負担経費の節約から、
- <防衛省・佐藤> 除外したということです。
- <赤嶺議員> 節約って、特別協定は暫定的・限定的なんだから。
- <高里> みなさんは、基地外居住者への家賃の負担はしていないということなんですが、家賃の実態とかは把握していますでしょうか。
- <防衛省・北原> 米側を通じまして、基地外に居住する基準につきましても、2月22日に電話させていただいています。で、債務とか業務のことに基準があると聞いております。また家賃につきましても、本国の制度で家賃手当てというものがあるということは承知しております。
- <高里> 今回初めて知ったんですか。それともこれまでも把握していたけれども、初めて今回の事件を通して要請がいろいろ出たことによって公表したんですか。
- <防衛省・北原> 基地外の居住の基準につきましては、今回の事件を受けまして米側に確認して、初めて知ったわけでございます。
- <高里> ということは、みなさんは防衛省としては、米兵が基地外にこれだけ多数、かなりのパーセンテージ居住しているけれども、その実態については全く把握しないままきていたと言えますか。
- <防衛省・北原> 全くということではございませんけれども、私ども（聞き取れず）平成16年から米側を通じまして基地内外に関わらずトータルの人数につきましては数字をいただいております。今

回の事件を踏まえまして、米側にさらに詳細な情報を確認して2月22日に公表させていただいたということです。

<赤嶺議員>論理的に矛盾してるよね。

<高里> つまり2004年からは知り得ていたと新聞で読んだんですが、いろいろと国会でも確認があって初めてそれが出たんですけれども、要は、知り得ていたんだけども具体的にこういう事件が起こって、要するに起こらない限りは、実態をある一定の部分は把握していたけれども、それを公表することは実際にはしてなかった。

<防衛省・北原>いただいた資料というのは、もともと総務省のもので、保証金の鑑定に用いるための目的でいただいたものでございます。それで公表にあたっては対象となる(雑音で聞き取れず)間で共有するようなものとして合意しておりましたので、公に公表するということにつきましては承知いただいてなかったということです。

<安次富> 北原さんね、隣の人だったと思うんだけど、平成12年まで政府が負担してたわけでしょ、光熱費。それは基地の外の住宅の光熱費でしょ。そうすると相当な金額になってたわけだよ。そうしたら基地の外の光熱費節約の観点から経費負担を落とすと。それまでの時点でいったい何戸の光熱水費を負担してたか、資料というのをみなさん持ち合わせてなかったんですか? 12年まで負担してたわけだから、結局、何戸数とか、金額を市町村別にどれだけの金額を負担していたか、その資料を持ち合わせてなかったんですか。

<防衛省・佐藤>金額いくらだったというデータは確かに。しかしながら金額に限定されたものなんです。何戸とか市町村とか残念ながらそういうものに対しては……。 (非常に声が小さく聞き取りにくい)

<山内議員>うん早く捨てた方がいいぞ(笑い)。

<高里> 要は、駐留米軍に関連してそれがどういう形態で駐留をしているか、あるいは基地外にだんだん増えていってるとか、そういう実態を実際に把握していく責任が防衛省にはあると思うんですが、それを単なるまとまった数字だけでもらっていましたというのは、どうなんですか、実際に、今回あらたにこういうことが出てきて、実態の把握については十分じゃなかった。職務を十分に果たしていなかったということですか。

<防衛省・佐藤>その件につきましては、特別協定の…になる往復書簡の取り決め、私ども防衛省としましては特別協定にいわゆる使用量、電気・ガス・水道等の上限、それで予算案は組まれる。先ほど申しました12年…、それらについての取り決め、どれだけいわゆる光熱費について負担するかで、予算案はあらかじめ決める。12年度以前は一応18年度までの使用量で決める。一応ですね、そういった使用量で金額の水準というもの…ときに、我々といましては、その使用量より上回ったときにはわれわれが負担して、というのが大枠です。(声が聞き取りにくい)

<赤嶺議員>予算というのは積算根拠があるわけでしょ。

<防衛省・佐藤>往復書簡に。

<山内議員>ちょっと北原さん、沖縄側の認識とみなさんの答弁とは違うような気がしてるわけです。それで確認をしておきたいのですが、13年以降は基地外居住者には経費負担はしてないとおっしゃっていますね。一切合財の基地外負担ですね、高熱費、水道、家賃もね、家賃はありませんか。ない。あんな豪華な建物に住んで、彼らの月給で間に合うのかな。

- <高里> 間に合いませんよね。十数万もらっているような人が、同じような家賃を払えるわけがない。ということは、全部アメリカの予算から出ているという認識ですか。
- <防衛省・北原> そういう認識です。
- <高里> ということは、アメリカの予算の中に思いやり予算からプールして何億か入れておいて、アメリカ側を通してこうやるんでしょう。
- <会> 日本は何度もそれをやっとならないの、沖縄返還のときも。
- <防衛省・佐藤> そういうプール金みたいな制度にはなっておりません。ちゃんと支出して確認をします。我々日本政府はね。支出したのに対して執行の確認をします。そういうプール金みたいなものはございません。
- <山内議員> ないね？ 私はこれをずっと確認したいと思います。
- <高里> 今、基地外居住の軍人軍属とかが増えているという実態ですけれども、基地の中に建設する住宅は億ションといわれるすばらしいもので、3LDKといっても面積が普通の民間の3LDKの倍なんです。ですからものすごく建設費もかかるわけですね。防衛費として、逆に思いやり予算の枠内でそういうものを建設するのは、ここのところ止まっておるんですね。実際には沖縄のなかで建設は見られないんですね。ということは、むしろそういう予算が建築費がなくなると、ある意味で思いやり予算全体のなかでも額が減ってくるわけですから従来2700くらいあったのがずっと減ってきてますよね。そういうような形で逆に基地の外に、民間に建設をさして外に出していくということに方向としてこの往復書簡の中でされているんじゃないかと推測するのですが、どうなんですか。
- <防衛省・佐藤> 往復書簡はあくまでも光高熱水費についての負担を明記しているだけであって、今おっしゃられたような提供する住宅経費の、それとはまた別のものなんです。
- <高里> 今日は、提供している家賃関係の人はいらっしやらない。
- <防衛省・佐藤> 今日は。
- <高里> でも担当はいらっしやるわけですね。
- <防衛省・佐藤> もちろん。
- <高里> じゃあ、そういうものが実体として建設があったのに、今は建設がストップして、むしろそれが基地の外に出ていってるという実態があるわけですね。
- <防衛省・佐藤> 住宅を。
- <高里> そうです。そんな大きな建設なんてないですから。沖縄の基地の中でも。むしろ基地の外に出ているものが、ものすごい億ションといわれるものが米軍・米兵相手に建設されているわけですよ。
- <防衛省・佐藤> ? それは国が建設しているわけですか？
- <高里> そうじゃなくて民間がやってますよ。基地の中の建設はストップになって米軍軍人軍属が外に出て行くことがある意味で促され認められている。それは両方了解していることなんですけれども、そして家賃の高額な家賃なんか一ヶ月48万円もするんですよ。もう国会議員の…その48万円の家賃を払うことのできる兵士のレベルってもう大変なものですよね。そうなったらそのお金を米国の税金で払ってるといふなら、思いやり予算が建設費で減った分、逆にアメリカの負担が増えたってということになるわけですね。

<防衛省・佐藤>沖縄につきましては平成というより昭和60年代頃までに住宅を取得してきたんですけれども。

<高里> いつまで？それは復帰前のことですよ？

<防衛省・佐藤>復帰後なんです。

<高里> ああ、復帰後の億ションみたいなね。

<防衛省・佐藤>いわゆる沖縄県の貸住宅協会の方からなるべく外の方に建ててくれとの要望もありまして、当時の防衛施設庁としましてはそれ以降新規で造るのをやめているのですよ。

<高里> そうですよ。ということは、かなり多額な建設費というものが防衛費の中からは思いやり予算の中から減ったわけですよ。額としては、助成がなくなったわけですから。そして民間活力、民間経済振興、支援かなんとかの名目で基地の外で民間が建設するということが、ある意味でつながってると思うんですよ。ところがこの家賃について、基地の中で住んだらそういうものが不要なのに、基地の外に住むと米兵の家賃負担というものが（発生するそれを）、本人が負担するとはとても思えないんですよ。

<防衛省・佐藤>ですから米国政府の場合ですね、住宅手当というもの、本来…

<高里> 米国に確認しますか。

<安次富> この件についてはね、今これ以上みなさんから回答が出てこないから、基本的に調べるのであれば国会議員を通して調べてもらうけれども、たとえば韓国とかヨーロッパで米軍が住宅手当としてどんな水準で出しているのかね、あるいは基地の外に住んでいる人がどれだけイギリスで住んでいるのか、そういうのを調べていけば、実態がだんだんわかってくる。みなさんが言ってることが表面的な話で、裏ではどうなっているのか、皆さんの話は正直言って裏が相当あるなあ、というのがあつたものだから額面通りに受け取れない。

<会> すみません。時間が本当にぎりぎりなので、ご回答をまだいただいていないのが3④以降全部です。先ほど、文書での回答もという話も残っていますので、ぜひ回答は文書でいただけたらと思うんです。それでよろしいでしょうか。あと赤嶺さんから何かご挨拶を。

<赤嶺議員> いや、皆さんでやってもらったらい。挨拶というよりも、今の基地外住宅に関して住宅建設協会から要望があつたから作らなくなったという話なんだけれども、当時ね、あんた方キャンプ瑞慶覧に国道の下にトンネルを掘ってますよね。思いやり予算で掘ったんですよ。何であんなのやるんだって言ったらね、「米兵は基地の中にとどめておいた方が犯罪の発生率が低くなるんだ」と、そのために思いやり予算でトンネル掘ったんだと、買い物に行けるように、と言ってたんですよ。その考えを改めたんですか？

<防衛省・> いやそれは…

<赤嶺議員> だからね、あんた方、ちょっと言い方っていうのがね、本気になって県民の安全を守るためにね…。住宅を作るときは基地内にとどめておいた方がいいというようなことを言ってね、これはそういう問題があるということを念頭に置いておいていただきたい。もうひとつ、さっきのことで確認したいことがあるんですが、住宅地上空を飛ばないと、しかし訓練の経過によっては飛ぶと、本当に必要な訓練しかやらせないんだという話でしたよね。あれは昔聞いたときには、日米合同委員会の合意で担保するんだという話だったんですが、それは今も変わりませんか？どなたですか。

<防衛省・山城>山城です。この住宅地上空の飛行については、なるべく飛行を避けるということでL字型からV字型にしたと、そういう経緯があります。

<赤嶺議員>いや、あなた質問をちゃんと聞いているの、本当に必要な訓練しかやらないんだと、訓練の形態によっては住宅地上空を飛ぶといったんだよね。それは本当に必要なものだと言ったんだよね。本当に必要な訓練というのは誰が決めるんですか？

<防衛省・山城>そのへんについてはですね、米側の運用、その辺も確認しながらですね。

<赤嶺議員>そしたら山内先生のおっしゃるとおりになるじゃない。米側の運用を確認しながらだったら、運用について、日本政府は意見を言えないんでしょう？答えは嘉手納で飛んでる、普天間で飛んでるようなことになるんじゃないの？

<会> この追加・修正資料にですね、当時の米側の運用の細部にかかる事項であるとして離発着に関する部分を書いてないんですよ。2月時点でも。これはまだ公表できないんですか？

<防衛省・山城>この辺については何回も申し上げているとおり、米側の運用に拘わることでありますから、申し訳ありませんけれども。

<安次富>たとえば普天間の訓練が、通常訓練って何パーセント？

<防衛省・山城>通常訓練って、どういう…？

<安次富> いや、皆さんの回答でさ。

<赤嶺議員>「本来、必要な」

<安次富> 本来必要なものって、通常訓練かなと思って聞いているわけよ。

<防衛省・山城>すいません。そこについても米軍の所属ということもありまして。

<赤嶺議員>安次富さんが言っているのは、嘉手納や普天間でやっているのは本来必要な訓練ばかりでしょ、米軍にとってみれば。必要な訓練ばかりなんだよね。

<防衛省・山城>まあそうですね。

<安次富> だったら、…日常茶飯事で飛ぶってことじゃない。

<高里> しかも100日間の方も、時間も守らない、距離も守らない、範囲も守ってないっていうのが今の普天間の実態でもあるし、こないだも嘉手納では、未明に飛び立つということをやりましたよね。それは相手にとっては、アメリカでの合同演習に間に合わせるための必要なものだ、というんですよね。ですからいつも必要だ、必要だということをこちらから追認しているということですよ。こちらから必要かどうか、あるいはそういうことは必要ではないと向こうに事前に言って待機させて合同演習をやればいいものをなぜ時間を無視してやるのか。そういうことをそちら側がきちっと言うとかそういう立場にはないということですか。

<防衛省・山城>辺野古の話に限って申し上げればですね。住宅地の民間地の上空は飛ばないということでL字型からV字型にしたと、そういう経緯があります。

<赤嶺議員>L字型からV字型にして訓練の形態によっては飛ぶと。その場合も本来必要のある訓練に限るとおっしゃるから、本来必要のある訓練というのは誰が決めるの？どういう訓練なの？ということよ。

<会> どこにもチェックの機構がないでしょ。

<会> 普天間の今の訓練のこの経路、ご存知と思うんですけど、もう四方八方ですよ。

<会> あなたの論理でいったら、オスプレイがいかに危険な飛行機であっても、向こうが必要だといえば、返答をただ待っているだけで、問い合わせで向こうが必要だということであればただ追認するしかないということになりますよね。

<防衛省・山城>だからそうじゃないって言うんですよね。我々としてはなるべく民間地の上空を飛ばないような交渉はやると。

<山内議員>やったことある？

<会> 宜野座村長・名護市長と交わした合意書は「なるべく」ではないでしょ。飛ばないことになってるんですよ。嘘の合意書を書かせたということになりますよね。とんでもない。

<防衛省・山城>合意書の時の陸上の状況とか気象の状況とかがありますから、安全に離発着するためにはそういうことも。

<安次富> 気象の条件が悪かったら飛ばなきゃいいじゃん。何を言ってるの？気象の条件が悪かったら飛ぶ必要はないんだよ。

<会> ほんとに次の時間がおしているので、回答がまだ残っていますが、文書で残りは回答いただくということで…。

<赤嶺議員>最後まで聞いておいた方がいい。あと7個もあるんですよ。

<会> そうですか。

<安次富> 運用という問題で、この間一度でも米軍のアメリカ本土からの演習、夜間演習やなどについてみなさんが要請して止めたことがありますか？在沖米軍の嘉手納あるいは普天間基地について。止めたことありますか。

<防衛省・山城>そこについてはですね、われわれ日本側もやらないように要請はしていたんですが、民間地の上空を飛ばないように、演習も夜間飛ばないように、そういうような申し入れは…

<安次富> 私が言っていることに答えないと。ありますかと聞いているんだから。ありますか、過去において。

<会> 中止させたことがありましたか？という質問です。それに答えてください。

<防衛省・山城>それについては、私は即答できません。

<会> 一度でも二度でもそういうことがありましたかということです。じゃあ後でちゃんと調べて回答してください。で、3②に関して、他省庁はどこでしたか。…①が厚生労働省、②が外務省。では④から時間がありませんが大至急やってください。

<防衛省・三沢>④ですね、今の沖縄の現状を考慮して、当然私どもも承知しておりまして、これまでに統合等によって基地の整理縮小に努力をしてきたわけでありまして、今般の米軍再編におきましても嘉手納飛行場以南の土地の返還ということに示されていますとおり、米軍再編を進めていく際に基地の統合縮小に努めてまいりたいと。

<会> 沖縄の人たちは整理「縮小」を望んでいるんです。統合は望んでいません。統合という言葉の裏に「基地強化」が含まれているということを感じています。そのことを必ず持ち帰って、本当に整理縮小を図ってください。では4から急いでお願いします。

【質問4①～② について】

<防衛省・本田> 4①、地方協力局沖縄調整官付の本田と申します。キャンプ・ハンセンの陸上自衛隊共同使用につきましては、昨年11月に関係地方公共団体からの理解が得られ、本年の3月17、

18日に初めての訓練を実施しております。陸上自衛隊がキャンプ・ハンセンを共同使用することによりまして、現在、九州地区に移動して演習中の中隊規模の訓練ができずそれが可能になりまして、沖縄に所在する部隊の訓練環境の改善、留置期間の短縮により、沖縄における即応性が向上し、災害等における沖縄県の安全の確保に資することが可能になると考えております。

<山内議員>疑問。

<高里> 強化ですね。

<防衛省・本田>また、今般の在日米軍の再編につきましては、抑止力の維持、普天間飛行場の移設返還、在沖米海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場以南の土地の返還を実現するものとしております。

<会> 時間が来ているので大至急。

<防衛省・山田>4②ですけど、地方協力局地方協力企画課 山田です。在日米軍の再編につきましては、わが国の平和と安全を維持するとともに、沖縄をはじめとする基地周辺住民の危険と負担をわが国全体として軽減しようとするものでありまして、ぜひとも実現しなければなりません。ロードマップに示されました、普天間飛行場の移設返還、海兵隊要員等のグアム移転、嘉手納飛行場以南の土地の返還、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐というような諸企画を実施することによりまして、わが国全体として負担の軽減が図られるようにと考えています。

<会> 全く違った相反する目的をくっつけちゃったみたいですが、5について。

【質問5①～②について】

<防衛省・尾崎>地方協力局地方協力企画課の尾崎です。5①につきましては駐留軍の再編を実現することが、わが国の平和と安全に期すると、そして「わが国全体」というふうにと考えるとですね、防衛施設の軽減、住民の負担を軽減するうえできわめて重要と考えております。このような再編を有効かつ一体的に実施することが必要だということから、再編を受け入れていただいた自治体に対し、その平和と安全への貢献に応えるためにですね、基地再編交付金というものを設けさせていただいているものであります。

<会> わが国全体の犠牲になるために、お金を払って、我慢しなさいということですか。

<防衛省・尾崎>いやそうではなくて「貢献に応える」ということでありまして、理解と協力に対して国としてこれにどう応えるのかといった代価として交付金という形で交付させていただいたものでございます。

<会> 最初は受け入れに反対しておりましたよね。

<防衛省・尾崎>それにつきましては金武町等も先ほどお話がございましたように、沖縄県における災害時の即応体制が高まるといったことも勘案して受け入れていただいたものと考えております。

<会> 国のためを思ってということですよ。住民のことを考えてということですね。

<防衛省・尾崎>沖縄県全体のことを考えてのことであつたとは思いますがね。沖縄県として全体に考えて、そのようにしていただいたんではないかと考えております。

<会> じゃあ「沖縄の負担の軽減」を掲げた在日米軍再編と矛盾してますね。

<会> まったく矛盾したことを言っていますね。じゃあ5-②お願いします。

<防衛省・北原>米軍はわが国と極東の安全のためにわが国に置かれているものでありまして、

<山内議員>そう。

<防衛省・北原>防衛省といたしましても、米国の基地を認めているわけです。そういうことから普天間飛行場の即時閉鎖返還を決めるということではできませんが、ですから現在、普天間飛行場の移設ということで進めているところでございます。防衛省といたしましては、引き続き移設事業を進めて返還するよう努力したいと思っております。

<会> 普天間飛行場がすごく危険でアメリカの基準にすら合っていないということを即刻なんとかしなくちゃいけないのですよ。質問の答えになっていません。今日はたくさん課題を残したままに終わることになります。

<山内議員>普天間飛行場ね、滑走路のそばに普天間小学校があるのを知ってるね。防衛大臣にぼくは質問するからね。ああいう飛行場が日本国内に別にありますか。あんな危険な飛行場がある？__即時閉鎖とか返還はできませんと言ったがね、命が脅かされておる、日常的に恐怖にさらされておるあの普天間飛行場ね、なんで沖縄から8,000名の海兵隊がグアムに移る？グアムに移る理由は何ね？彼らが使っている飛行場も、普天間も一緒、持って行けばいいじゃない、8,000名が。それで辺野古は作らんでいいでしょ？違う？アメリカの言いなりに何でもやってのけるか。防衛省あげて。真実にも自然の摂理にも反して。冗談じゃない。

<会> それこそ真摯に受け止めたということ、この次は行動で示してください。

<安次富> 防衛省予算はつかみ取りだからね。業者との関係で今まで明らかにされてきたのは、つかみ取りでしょ。こんな予算執行をやっておいて、何が沖縄の負担軽減なんだよ。

<会> では、次は環境省に移ります。

2008年4月7日

辺野古への基地建設を許さない実行委員会

(連絡先：090-3910-4140)

質問趣意書

3月18日、沖縄防衛局は、海域におけるアセス調査を始めました。昨年8月に出された「方法書」に対する「追加・修正資料」を、2月5日に沖縄防衛局は提出しましたが、最初の「方法書」が、いかにズサンなものであったか、多くの意見書等で指摘されてきたことを、自らも認めたに等しいと言わざるを得ません。それならば、「方法書」の1ヵ月の公告縦覧と2週間の意見書の受付期間を設け、最初からやり直すべきです。

1月24日、米サンフランシスコの連邦地方裁判所が米国防総省に対して「基地建設によるジュゴンへの影響を回避する配慮」を命じ、90日以内に文書を同地裁に提出するよう求めました。3月17日にはジュゴンが姿を現した報道が、3月25日にはアオサンゴの大群落が発見された報道がありました。次世代に残すために私たちの取るべき責任を突きつけていると感じます。貴省の誠意ある対処を求めます。

2月10日、女子中学生が米兵に暴行を受けるという痛ましい犯罪が起きました。その後、当事者は目に余るバッシングなどの2次被害を受け続けています。政府は「遺憾である」「綱紀粛正を」などと、ことばでは「謝罪」しましたが、その前後も次々と犯罪・不祥事・蛮行はアトを絶たず、被害者への重大な人権侵害が繰り返されています。一方で加害者が殺し殺される戦場に置かれて人間性を剥奪され続ける限り、「綱紀粛正」は、まやかしのことばでしかありません。実効性ある解決の道を示さない政府に対して、沖縄の人々をはじめ多くの人々は苛立ちと怒りを感じています。抗議の多くの声は、犯罪の根源である基地強化・軍事力増強の政策を見直さなければ問題は解決しないと訴えています。

3月17日、キャンプシュワブで米軍と陸上自衛隊との共同訓練が始まりました。米軍再編の姿が露わになり、自衛隊が米軍に組み込まれて世界中に戦争に出かける姿、そして軍事大国への道を止めどもなく歩む日本の姿を見て愕然とします。こうした事態の進行が示すように、米軍再編は、明らかに沖縄をはじめ基地を押し付けられている地域にとっては、基地負担の増大にほかなりません。

1. アセスメント法の手続きについて

- ① 2月5日、沖縄防衛局は「普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書に対する追加・修正資料」を沖縄県に提出しました。ここで、昨年8月14日に出された「方法書」には不明だった重要な事柄が(全部ではないとしても)明らかになりました。これは軽微な変更とは決して言い難く、従ってアセス法28条(沖縄県条例25条)によって最初からやり直すべきと考えます。「方法書」に対する意見を述べる機会を保証せずにアセス法の手続きは進められないと考えます。その点について

ての見解を示してください。

- ② 集落の上空を飛ぶこともありうる修正したことについて、いつの段階で、自治体および地元住民に周知徹底しましたか。それに対する自治体および地元住民の気持ちをどのように受けとめましたか。また2006年4月7日、政府が名護市および宜野座村との間で締結した「基本合意書」には集落の上空を飛ばないことになっていますが、この「基本合意書」の変更はあったのですか。
 - ③ 埋立てに使う2,100万 m^3 の土砂のうち、1,700万 m^3 は沖縄本島周辺の海砂を調達するということですが、これは2006年度の1年間に沖縄県内で採取された海砂の12倍以上に上る量で、しかも採取場所は不明のままです。短期間の大量採取による環境への影響は未知数で、私たちは、沖縄中の美しい砂浜が消えてしまう心配をしています。少なくとも採取場所が確定し、影響が検討できる前にアセス調査に入ることはできないと考えますが、いかがですか。
 - ④ 滑走路1,600mはオスプレー用だと米軍文書で明示されていることが報道されていますが、「方法書に対する追加・修正資料」には未だ不明のままです。建設計画の全容が隠されたまま出される「方法書」ではアセスの手続きに入ることはできないと思いますが、いかがですか。
 - ⑤ 「方法書に対する追加・修正資料」にもは未だ滑走路の位置が不明です。沖縄県および名護市は「騒音・生活環境に与える影響」を懸念して、国の計画を100m沖合にずらすことを要求しています。それに対して石破防衛大臣は「(沖合にずらすと)藻場やジュゴンがどうなるということに必ずぶつかる」と言います。滑走路の位置が不明なままの「方法書」は不十分であり、アセスの手続きを進めることはできないと考えますが、いかがですか。
 - ⑥ 100m沖合に移動しようがしまいが、藻場、ジュゴンの生息地、サンゴ等の破壊はもちろん、地元漁民にとって漁場が破壊されることは死活問題です。埋立てによって潮流の変化を含め、海がどのように変化し、海の生物に影響を及ぼしてきたか、今までの他地域での情報をどのように収集していますか。
2. ジュゴン裁判の判決・17日にジュゴンが現れたこと・アオサンゴ大群落の発見
- ① 1月24日、米サンフランシスコの連邦地方裁判所が米国防総省と国務長官(ラムズフェルド→ゲイツ)に対して「国家歴史保護法(NHPA法)を遵守せよ、基地建設がジュゴンに与える影響がないことを示せる文書を90日以内に提出せよ、と命じました。米国防総省が提出を命じられた文書に関して米国防総省から日本政府・防衛省への問い合わせがあったと思います。政府はどのように対応しましたか。また原告の意見を聞きましたか。
 - ② 3月17日、沖縄防衛局が海域調査を開始しようとした時、ジュゴンが現れたので、調査を繰り延べたと報道されました。今後、ジュゴンへの配慮を具体的にどのように考えますか。
 - ③ 1月30日、大浦湾でアオサンゴの大群落が発見されたと報道されました。3月22日から、WWFJなどの調査で、「目崎茂和南山大学教授は『内湾にこれだけのサンゴ群落があるのは珍しい。また十数メートルもそり立った壁を形成しているのは見たことがない。形状的には世界でもまれではないか』と群落の希少性を強調。沖縄リーフチェック研究会の阿部真理子会長は『普天間飛行場代替施設の建設が始まると海流が替わる恐れがあり、赤土も発生する。群落の生態系に影響がないわけではない』と同湾周辺の動きを危惧した(沖縄タイムス08年3月25日)」と報道されました。この事実をどのように受けとめましたか。

3. 米兵の犯罪について

- ① 2月10日に、女子中学生が暴行を受けるという痛ましい犯罪が起きたことに対して、全国から抗議の声が上がり、今もなお政府の対応策を求め続けています。当事者が事件後に受けた2次被害の傷は如何ばかりか、誰もが悲しみと怒りをもって糾弾しました。政府は彼女へのケアを具体的に、どのようにおこないましたか。
- ② 飲酒運転、泥酔して住居侵入、フィリピン女性への性暴力、タクシードライバーへの恐喝など、目に余る事件が多発しています。3月27日、うるま市で米軍の車両が無断で学校に侵入する事件がありました。「またしても！」という思いの繰り返しです。基地のある沖縄以外の地域でも、米兵の犯罪はアトを絶ちません。多くの米兵が基地外に住み、日本人が禁じられている銃を保持しており、しかも米兵の犯罪を裁く権限が日本側にないことに対して、多くの国民は被占領国であるかのような屈辱的な思いを抱かざるを得ません。政府はどのような対応策をお持ちですか。
- ③ 政府は、在日米軍関係者の4分の1が基地外に居住する事態をどこまで把握していますか。家賃を含め基地外居住者への経費負担を示してください。
- ④ 米兵犯罪の根源たる基地の縮小・撤去は沖縄県民はじめ、多くの人々の念願です。基地の縮小・撤去に向けて具体的なプランを提示してください。

4. 日米軍事再編および日米軍事共同演習について

- ① 3月17日に始まったキャンプ・シュワブでの日米共同使用・共同演習は基地負担の増加になるという理由で反対していた金武町など周辺3町村が受け入れを表明して、再編交付金が出ることになった、という事実は、基地負担の増大を証明したものとと言えます。これは「基地負担軽減」を掲げることに矛盾しませんか。
- ② 沖縄に限らず、基地周辺住民の負担は、米軍再編によって軽減どころか増大するばかりです。それでも受容を迫る理由は何ですか。誰のための米軍再編ですか。

5. その他

- ① 沖縄の負担軽減とは、お金の問題ではないという解答を、以前いただきました。それならば、訓練に反対していた金武町、等が訓練を受け入れて交付金が出ることになった、ことを、どのように説明しますか。
- ② 普天間基地は、アメリカ本国内での基地に関する基準によれば、利用禁止区域にあたる滑走路の両端4,500mには学校、保育園、幼稚園、病院などがあります。2006年11月、宜野湾市は「普天間飛行場の安全不適格宣言」を出しました。私たちは一刻も早く、この事態を解決すべきと考えます。そして日本政府はアメリカ政府に対して普天間基地の即時閉鎖・返還を求めるのは当然だと思いますが、いかがですか。